

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例(平成19年
12月21日京都市条例第32号)(文化市民局市民生活部区政推進課)

次のとおり右京区役所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市右京区太秦蜂岡町31番地

変更後の位置 京都市右京区太秦下刑部町12番地

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第32号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「右京区太秦蜂岡町31番地」を「右京区太秦下刑部町12番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)